

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

平成30年度第3回（平成30年12月20日開催）守谷市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線又は営業区域
守谷市全域
- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間
別紙のとおり

3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

区 分	内 容
運賃	1乗車300円
特別の適用方法	同伴者のうち中学生以下は無料

4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

- ①運行期間 月曜日から土曜日、日曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除く。
- ②運行時間 午前8時00分から午後5時00分まで
- ③運行主体 守谷タクシー株式会社、小川交通株式会社、関鉄県南タクシー株式会社の3社とする。
- ④その他 別紙のとおり

平成30年12月※日

守谷市地域公共交通活性化協議会
会 長 鈴 木 榮 印

(別紙) 守谷市地域公共交通活性化協議会において協議が調った「守谷市デマンド乗合交通」の運行計画表

項目	内容	備考
運行の態様	区域運行	
運行区域	守谷市全域	
利用対象者	65歳以上の守谷市民	※ 同伴者(年齢を問わない)1名まで利用可能
サービス方式	路線を定めず、電話等による利用者の予約に応じて乗合運行を行う。	※ 予約時に、予約が定員以上に重なったとき等、希望の時刻の予約が取れない場合は、他の時刻に変更して予約する。
乗降場所	利用者が指定する場所(自宅等)から指定する場所(病院、店舗、公共施設等の施設)で乗り降りする。	
運行期間	2019年4月1日から2020年3月31日	※ 運行内容の検証を実施し、必要に応じて運行内容の変更等について検討を行う。
運行日	月曜日から土曜日(日曜日及び年末年始の12月29日から1月3日を除く)	
運行業務時間	午前8時00分から午後5時00分	※ 正午から午後1時までは休憩時間とする。
使用車両	1日3台	
運行便数	1台当たり1時間につき1便を基本とする。	
運賃	300円	※ 同伴者のうち中学生以下は無料とする。 ※ 支払方法は現金とし、利用者が受託事業者に支払う。利用料金は守谷市地域公共交通活性化協議会の収入とする。
使用するシステム	利用者の特定、予約の受付、車両の運行計画の策定、車両への運行指示、予約・運行状況の記録と蓄積等が可能なシステムを導入する。	
予約受付	原則乗車日の3運行日前から乗車する1時間前まで、電話による予約を受け付ける。	※ 運行主体が準備する予約センターにおいて、予約受付業務を行う。